寝具製作職種（寝具製作作業）

作業の定義	測定器具、裁断用機械器具、縫製用機械器具、わた入れ用機械器具及び仕上げ用機械器具(キルティングマシン等)等を使用して、生地 の採寸・裁断、側縫製、わた入れ、わた入れ口縫製、キルティング加工等を施し、掛けふとん及び敷きふとんを仕立てる作業をいう。

必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務）

第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
(1)寝具製作作業 ①わた入れ作業 1.自動わた入れ機（又は羽毛充填機）による わた入れ（又は羽毛充填）作業 2.わた入れ口の縫製作業 ②仕上げ作業（キルティング作業を含む。）	(1)寝具製作作業 ①裁断作業(必要に応じて行う) ②縫製作業 ミシン縫いによるふとん生地（側）の縫製作業 ③わた入れ作業 1.自動わた入れ機（又は羽毛充填機）のセット 及びわた入れ（又は羽毛充填）作業 2.わた入れ口の縫製作業 ④仕上げ作業（キルティング作業を含む。）	(1)寝具製作作業 ①裁断作業(必要に応じて行う) ②縫製作業 ミシン縫い又は手縫いによる ふとん生地（側）の縫製作業 ③わた入れ作業 1.ふとん生地（側）への わた入れ（又は羽毛充填）作業 2.わた入れ口の縫製作業 ④仕上げ作業（キルティング作業を含む。） ⑤加工見積もり作業 ふとん生地の用尺計算等の見積もり作業

(2)安全衛生業務
①雇入れ時等の安全衛生教育
②作業開始前の安全装置等の点検作業
③寝具製作職種に必要な整理・整頓・清掃・清潔・躾(習慣)の遵守
④寝具製作職種の作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業
⑤保護具の着用と服装の安全点検作業
⑥安全装置の使用等による安全作業
⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業
⑧異常時の応急措置を修得するための作業
※

関連業務、周辺業務（上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。）

(1)関連業務
①機械・器工具の取扱い作業
②材料の管理・取扱い作業
③製綿作業
④ふとんの取扱い、収納・保管作業
⑤ヘム（へり、ふちのこと）付け作業
⑥各種縫製作業

(2)周辺業務
①ふとん綿打直し作業
②ふとん以外の寝具（わた及び羽毛入り）製作作業
③製品の品質管理作業
④寝具の再生加工作業
⑤ふとん丸洗い作業
⑥原材料くずの減量化、再生処理作業
⑦ふとんの防炎加工作業
⑧ふとんの難燃加工作業
⑨ふとんの防縮加工作業
⑩ふとんの防臭加工作業
⑪ふとんの防かび加工作業
⑫ふとんの防虫加工作業
⑬ふとんの梱包・出荷作業

(3)安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務）
上記※に同じ

使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）

①織物生地（一つ以上必ず使用すること。）	②詰め物（一つ以上必ず使用すること。）	③縫糸及びとじ糸（必ず使用すること。）
1.綿織物	1.綿	
2.絹織物	2.絹	
3.麻織物	3.毛（羊毛、獣毛）	
4.毛織物	4.羽毛	
5.化繊織物	5.合成繊維	
6.混紡織物	6.混綿わた	
7.交織織物	7.その他（ウレタン等）	

使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）

1.から4.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。

1.縫針
2.縫製用機械器具（ミシン針を含む縫製用ミシン等）
3.わた入れ用機械器具（自動綿入れ機、羽毛充填機等）
4.仕上げ用機械器具（キルティングマシン、ヘム巻きミシン等）
5.開綿機
6.製綿機
7.裁断機
8.わた成形機

製品等の例（該当するものを選択すること。）

①敷きふとん	②掛けふとん	③こたつふとん	④座ぶとん
1.綿・絹入りふとん	1.綿・絹入りふとん	1.綿入りこたつふとん	1.綿入り座ぶとん
2.羽毛・羽根入りふとん	2.羽毛・羽根入りふとん	2.合成繊維入りこたつふとん	2.合成繊維入り座ぶとん
3.合成繊維入りふとん	3.合成繊維入りふとん	3.羊毛入りこたつふとん	3.羊毛入り座ぶとん
4.羊毛入りふとん	4.羊毛入りふとん	4.羽毛・羽根入りこたつふとん	4.羽毛・羽根入り座ぶとん

移行対象職種・作業とはならない業務例

1.ニット製品製造作業
2.寝衣（パジャマ、ネグリジェ、ニット製寝衣、織物製寝衣等）製造作業
3.綿入れふとん以外の寝具（まくら、毛布、タオルケット等）製造作業
4.婦人子供既製服縫製作業
5.紳士既製服製造作業
6.帆布製品製造作業
7.布はく縫製品製造作業
8.和装製品製造作業
9.家具（木製ベッド、金属製ベッド）製造作業
10.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合